

## 第3部 風水害等対策編

## 第1章 風水害等災害予防

### 第1節 防災意識の高揚

本節については、「震災対策編 第1章 震災予防 第1節 防災意識の高揚」を準用する。

---

### 第2節 地域防災の充実・ボランティアとの連携強化

本節については、「震災対策編 第1章 震災予防 第2節 地域防災の充実・ボランティアとの連携強化」を準用する。

---

### 第3節 防災訓練の実施

本節については、「震災対策編 第1章 震災予防 第3節 防災訓練の実施」を準用する。

---

### 第4節 避難行動要支援者対策

本節については、「震災対策編 第1章 震災予防 第4節 避難行動要支援者対策」を準用する。

---

### 第5節 物資、資材等の備蓄、調達体制の整備

本節については、「震災対策編 第1章 震災予防 第5節 物資、資材等の備蓄、調達体制の整備」を準用する。

## 第6節 災害に強いまちづくり

本節については、「震災対策編 第1章 震災予防 第6節 災害に強いまちづくり」のうち、第4までを準用する。

---

## 第7節 土砂災害・山地災害対策

本節については、「震災対策編 第1章 震災予防 第7節 地盤災害予防対策、及び第8節 治水・山地災害対策」を準用する。

## 第8節 農業関係災害予防対策

### 計画の目的

災害の発生に際して、農地・農業施設等の被害を最小限に止めるため、町、県、関係施設等の管理者等は、施設整備等の予防対策を実施する。

【担当】○産業課

### 住民の役割

#### 第1 農地・農業施設対策

##### 1 農地・農業用施設対策

###### (1) 管理体制の整備

農地及び農業用施設等の管理者は、災害による被害を防止するため、農業用水利施設等の農業用施設の管理について、各管理主体で施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

###### (2) 施設等の点検・整備

平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

##### 2 用排水施設対策

大規模用排水施設等の管理者は、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

出水時等の異常時には、水門開放等応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。また、老朽化等により改修が必要なものについては、計画的な整備に努める。

### 事業所の役割

#### 第1 農業共同利用施設対策

農業協同組合等の農業共同利用施設等の管理者は、農業共同利用施設（倉庫、処理加工施設等）の管理について、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。また、施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

#### 第2 ため池施設対策

ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努めるとともに、農業用ため池として利用されていないものについては、管理移管や統廃合を推進する。

## 町の役割

### 第1 農業技術対策

#### 1 農作物の凍霜害予防対策の周知

晩霜に対応するため、生産者団体等を通じて農業者に対し、農作物凍霜害防止対策について周知を図る。

#### 2 農業者への広報

町は、農業者に対し天気予報等により情報を収集し、特に晩霜に注意するよう呼びかける。

#### 3 暖候期における農作物気象災害予防対策

暖候期の気象条件が、農作物の生育や収量等に大きく影響し、場合によって農作物への被害が懸念され、関東・甲信地方暖候期予報（毎年3月10日気象庁予報部発表）に基づき、農作物の災害、生育障害等を防止するため、県と協力し技術対策資料の普及・指導の徹底に努める。

### 第2 農地・農業施設対策

#### 1 農地・農業用施設対策

##### (1) 管理体制の整備

町は、農地及び農業用施設等の管理者に対して、災害による被害を防止するため、農業用水利施設等の農業用施設の管理について、各管理主体で施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図るよう指導する。

##### (2) 施設等の点検・整備

町は、農地及び農業用施設等の管理者に対して、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるよう指導する。

#### 2 用排水施設対策

町は、大規模用排水施設等の管理者に対して、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努めるよう指導する。

出水時等の異常時には、水門開放等応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努めるとともに、老朽化等により改修が必要なものについては、計画的な整備に努めるよう指導する。

### 第3 農業共同利用施設対策

町は、農業協同組合等の農業共同利用施設等の管理者に対して、農業共同利用施設（倉庫、処理加工施設等）の管理について、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図るとともに、施設管理者に対して、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努めるよう指導する。

## 第4 水害防止対策

### 1 水門の管理

本町域に台風等による大雨洪水警報等が発令された場合には、水門付近からの越水等による洪水を防止するため、水門の管理者に水門を開けてこれを防止するよう要請する。

## 第9節 水防体制の整備

### 計画の目的

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等の被害は広範囲かつ長期化するおそれがある。これらの災害を警戒、防ぎよし、災害の未然防止、軽減を図るためには、住民の協力が不可欠となることから、県と水防管理団体である町は、平常時から地域における水防活動体制の整備に努める。

【担当】 ○地域安全課 都市整備課

### 住民の役割

#### 第1 住民の役割

- (1) 日頃から、自分の住んでいる地域の浸水履歴、浸水の可能性について認識を深める。
- (2) 風水害時、水防管理者、消防（水防）団長又は機関の長から水防の協力要請があった場合は、水防に従事しなければならない。

#### 第2 地域の役割

水害に関する教育や避難訓練を実施し、協力体制を整備する。また、避難時においては、隣近所に声を掛け合い、迅速に行動する。

#### 第3 企業等事業所の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、各協会や協定締結団体企業は、平時から応急復旧用資機材の点検、備蓄に努める。

#### 第4 水門の管理者の役割

本町域に台風等による大雨洪水警報等が発令された場合には、水門付近からの越水等による洪水を防止するため、水門の管理者は水門を開けてこれを防止する。

### 町の役割

#### 第1 水防管理団体等の義務【地域安全課】

##### 1 水防管理団体等の責務

水防管理団体（町）は、区域内における水防を十分に果たすべき責任を有し、水防管理者（町長）は、平常時から地域水防組織の整備に努める。また、住民、水防の現場にある者は、町長、消防（水防）団長、消防機関の長が、水防のためやむを得ない必要があって命じた水防活動に従事しなければならない。

##### 2 水防管理団体等の指定

県（県土整備部）は、「水防法（昭和24年法律第193号）」第4条の規定に基づき、県内市町について、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体をあらかじめ指定し、水防計画の策定の促進など水防体制の充実・強化に努める。

また、水防管理者は水防法第36条の規定に基づき、水防団又は消防機関が行

う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力する業務を適正かつ確実に行うことができる」と認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める水防協力団体の指定を行ない、その旨を公示する。

### 3 水防計画の策定

水防管理者（町長）は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、知事と協議し、関係機関に周知する。

## 第2 水防活動体制の整備【地域安全課・都市整備課】

### 1 資機材等の整備

河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫を設置し、次の基準により、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

○ 参考：水防管理団体水防倉庫備蓄基準（令和2年度栃木県水防計画より）

資機材名		単位	数量	資機材名		単位	数量
器具	掛矢	丁	5	資機材	土のう袋等	袋	500
	ノコギリ	〃	5		シート類	枚	100
	ツルハシ	〃	5		杭鉄木	本	70
	スコップ	〃	20		鉄線	kg	50
	なた	〃	5		ロープ等	〃	50
	ペンチ	〃	3		竹	〃	15
	かま	〃	5				

### 2 観測・伝達体制の強化

町は関係各機関との相互協力のもと、異常気象時における河川水位・雨量情報等の収集・伝達体制の高度化を図るとともに平常時から広く情報を提供する。

また、県より伝達されるシステム情報（とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報システム、川の水位情報（危機管理型水位計））を町民に対して広報するよう努める。

### 3 訓練・研修等による水防団の育成・強化

- (1) 水防管理団体（町）は、平常時から消防団（水防団）に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。
- (2) 水防管理団体（町）は、毎年出水期前に1回以上の水防訓練を実施する。
- (3) 水防管理団体（町）は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。



防災関係機関、県、町の役割（情報伝達）

第3 風水害に関する予警報伝達体制の整備【地域安全課】

1 宇都宮地方気象台から発表される気象注意報・警報

宇都宮地方気象台から発表される風水害に関する気象注意報・警報の内容及び伝達経路は、次のとおりである。高根沢町は、県南部県央部に属する。

(1) 気象注意報・警報の内容（県南部平地基準）

高根沢町	府県予報区		栃木県	
	一次細分区分		南部	
	市町村等をまとめた地域		県央部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	140
	洪水	流域雨量指数基準		五行川流域=10.5、井沼川流域=4.6 大沼川流域=7.1
		複合基準		—
		指定河川洪水予報による基準		鬼怒川 [佐貫 (下)]
	暴風		平均風速	20m/S
	暴風雪		平均風速	20m/S 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 15 cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準		12
		土壌雨量指数基準		102
	洪水	流域雨量指数基準		五行川流域=8.4、井沼川流域=3.6 大沼川流域=5.6
		複合基準		—
		指定河川洪水予報による基準		鬼怒川 [佐貫 (下)]
	強風		平均風速	12m/S
	風雪		平均風速	12m/S 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 30% 実効湿度 60%	
	なだれ		①24時間降雪の深さが 30 cm以上 ②40 cm以上の積雪があつて日最高気温が 6℃以上	
	低温		夏季:最低気温 16℃以下が 2 日以上継続 冬季:最低気温-9℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下	
着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	110 mm

特別警報の発表基準（一覧）

現象の種類		特別警報の発表基準
気象	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地象	地震 (地震動)	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度 6 弱以上)を特別警報に位置づける)
	火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)※を特別警報に位置づける)

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

※ 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」(噴火警戒レベル 4 または 5) を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」(キーワード：居住地域嚴重警戒)を特別警報に位置づけています。

(2) 気象情報及び水防情報

宇都宮地方気象台では、県を南部・北部の 2 つの地域に分けて、天気予報を発表している。

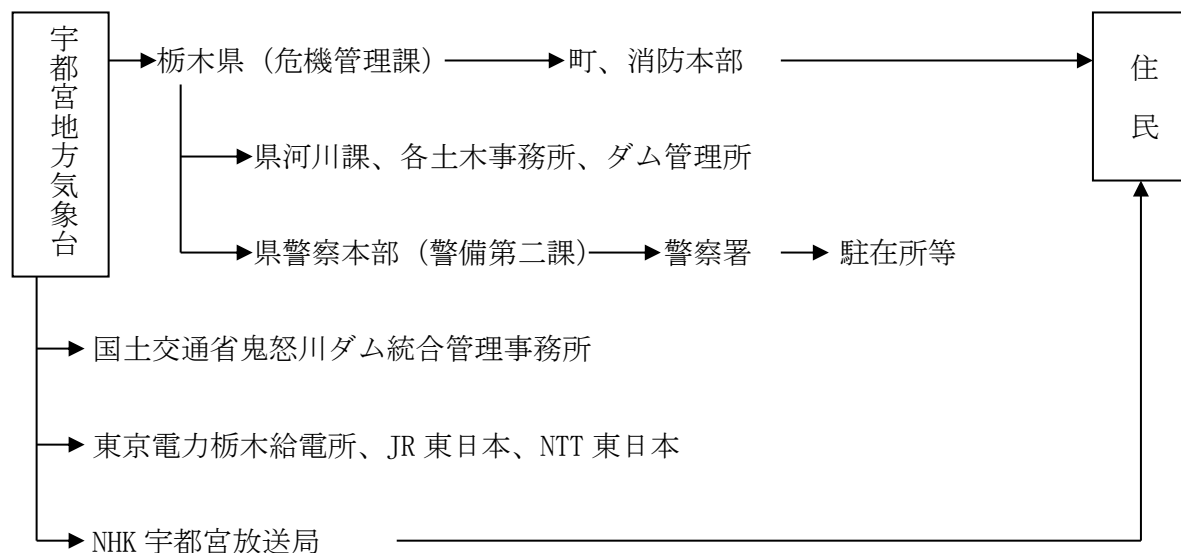
また、注意報、警報については、より効果的に防災活動を行うため、平成 22 (2010) 年 5 月 27 日から、市町村ごとの情報が提供されている。

警報の細分区域図

二次細分区域 宇都宮地方気象台



(3) 気象注意報・警報の伝達経路



## 第4 洪水予報伝達体制の整備【地域安全課】

### 1 国が指定して洪水予報を実施する河川

国土交通省関東地方整備局が、国民経済上重大な損害を生じるおそれがあるため指定した河川で、洪水のおそれがあると認められる場合は、関東地方整備局と気象庁予報部とが協同して洪水予報を行う。

#### (1) 指定河川

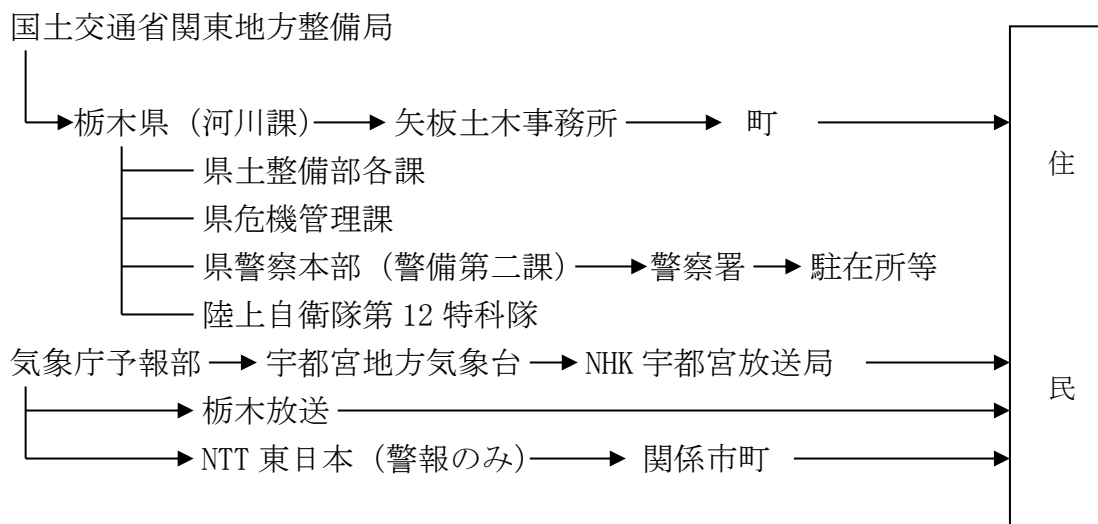
河川名	区 域	基準 水位 観測所	基準水位観測所			
			消防(水防) 団待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)
鬼怒川	左岸：塩谷町大字風見 1201-16 地先から高根沢町宝積寺まで 右岸：宇都宮市宮山田カワタニ 1302 から宇都宮市下岡本まで	佐貫 (下) (塩谷)	1.50m	2.30m	2.60m	3.30m

#### (2) 洪水予報の種類

洪水予報は、河川ごとにその地点の水位や流量を示して次のとおり発表する。

洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	発表の基準	警戒レベル 相当情報
〇〇川氾濫発生情報 〔洪水警報〕	氾濫が発生した後速やかに発表する。	警戒レベル5 相当
〇〇川氾濫危険情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に、速やかに発表する。	警戒レベル4 相当
〇〇川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	警戒レベル3 相当
〇〇川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	警戒レベル2 相当

(3) 洪水予報の伝達経路



2 県が指定して洪水予報を実施する河川（参考）

県は、国土交通省が指定した河川以外で流域面積が大きく相当な被害を生じるおそれがある河川をあらかじめ指定するとともに、指定した河川毎に、洪水予報を宇都宮地方気象台と共同して実施する。

指定河川およびその区域、基準観測所は以下のとおりである。

河川名	区 域	基準 水位 観測所	基準水位観測所			
			消防(水防) 団待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)
五行川	左岸：芳賀町大字芳志戸秋 場橋から真岡市大字 大根田まで 右岸：芳賀町大字芳志戸秋 場橋から真岡市大字 大根田まで	妹内橋 (真岡)	1.60m	1.90m	2.70m	3.20m

## 第5 水位周知伝達体制の整備【地域安全課】

国土交通省関東地方整備局及び県（県土整備部）は、水防法第13条の規定により、水防管理者等あて水位情報の通知及び周知を行う。

### 1 県が水位情報の通知及び周知を実施する河川

(1) 県が実施する河川は以下のとおりである。

河川名	区 域	基準 水位 観測所	基準水位観測所			
			消防(水防) 団待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)
五行川	左岸:さくら市馬場国道4号 から芳賀町大字芳志 戸秋場橋まで	氏家体 育館脇 (さくら)	0.90m	1.20m	1.30m	1.80m
	右岸:さくら市馬場国道4号 から芳賀町大字芳志 戸秋場橋まで	両郡橋 (芳賀)	0.80m	1.10m	1.30m	1.80m

(2) 水位情報の通知及び周知を実施する時期

県が行う水位情報の通知及び周知の発表は、水防法第13条第2項の規定に基づき行う避難判断水位（特別警戒水位）への到達情報の発表のほか、「洪水等に関する防災情報体系の見直しについて」（平成18年10月1日河川局通達）に基づき、氾濫注意水位（警戒水位）、氾濫危険水位（危険水位）への到達情報の発表を行うものとする。なお、その種類は次のとおりとする。

洪水の危険 のレベル	水位周知情報の表題	発表基準
レベル4	〇〇川氾濫危険情報	区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に速やかに発表する。
レベル3	〇〇川氾濫警戒情報	区域のいずれかの基準地点の水位が、避難判断水位（特別警戒水位）に到達した場合に速やかに発表する。
レベル2	〇〇川氾濫注意情報	区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達した場合に速やかに発表する。

## 第6 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策【地域安全課】

町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

## 第7 洪水浸水想定区域等における対策【地域安全課】

(1) 国土交通省関東地方整備局及び県（県土整備部）は、指定した洪水予報を実施する河川について、洪水時の円滑な避難を確保し、水災による被害の軽減を

図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合の想定水深を公表するとともに、町に通知する。

また、ダム下流河川で洪水浸水想定区域が指定されていない区間についても、浸水想定図を作成し、浸水した場合の想定範囲、想定浸水深、浸水想定時間等について公表するとともに、町に情報提供する。

(2) 町は、洪水浸水想定区域の指定及びダム下流河川の浸水想定範囲の情報提供があった場合は、少なくとも当該洪水浸水想定区域等毎に、次の事項を町地域防災計画に定めるとともに、次の事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により町民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

- ・洪水予報等の伝達方法
- ・避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項
- ・その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- ・要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地
- ・町の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があった場合は、その名称及び所在地

(3) 町は、町地域防災計画に定めたこれらの施設等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

(4) 町は、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布した上で、その有効利用を進める。

## 第8 水防警報伝達体制の整備【地域安全課】

国土交通省関東地方整備局及び県は、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川について、水防警報を発し、水防管理団体の水防活動に対して、待機・準備・出動等の指針を与える体制を整備するとともに、水防警報を円滑かつ確実に伝達できるよう、県水防計画に基づく伝達体制を河川毎に確保する。

町は国・県の伝達整備に併せ、町民に対しての伝達体制を整備する。

### 1 指定河川

#### (1) 国土交通大臣が指定する河川及びその区域、基準水位観測所等

河川名	区 域	基準 水位 観測所	基準水位観測所			
			消防(水防) 団待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)
鬼怒川	左岸：塩谷町大字風見 1201-16 地先から高根沢町宝積寺まで 右岸：宇都宮市宮山田カワタニ 1302 から宇都宮市下岡本まで	佐貫 (下) (塩谷)	1.50m	2.30m	2.60m	3.30m

#### (2) 栃木県知事が指定する河川及びその区域、基準水位観測所等

河川名	区 域	基準 水位 観測所	基準水位観測所			
			消防(水防) 団待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)
五行川	左岸：さくら市馬場国道4号から真岡市大根田まで 右岸：さくら市馬場国道4号から真岡市大根田まで	妹内橋 (真岡)	1.60m	1.90m	2.70m	3.20m
		両郡橋 (芳賀)	0.80m	1.10m	1.30m	1.80m
		氏家体育館脇 (さくら)	0.90m	1.20m	1.30m	1.80m



## 2 水防警報の内容

水防警報の内容、発表基準は、概ね次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準	
		国管理河川	県管理河川
待機	①不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 ②水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき。 または、水位、流量等その他の河川の状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）を超え、更に水位が上昇するとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こる恐れがあるとき。	水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

## 第9 施設等の水害予防対策【地域安全課・都市整備課】

国土交通大臣と知事がそれぞれ指定した河川、湖沼について、洪水による災害の発生が予想される場合に、水防活動を必要と認めるときは水防警報を行う。

### 1 河川管理施設等

#### (1) 平常時の予防対策

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、

必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関間での協議調整を図る。

(2) 事業計画

- ① 河川改修等の河川整備を実施する。
- ② 水防活動の的確な実施を図るため、河川情報システムの整備を図る。

**第10 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組【地域安全課】**

国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災対策協議会」、「栃木県減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

## 第10節 積雪害予防対策

### 計画の目的

豪積雪による被害の軽減を図るため、集落の孤立防止等のための交通の確保・除雪体制の整備のための対策を実施する。

【担当】○都市整備課

### 町の役割

#### 第1 積雪対策

##### 1 除雪体制の整備

豪雪時に、緊急に道路交通を確保できるよう、町は次のような除雪を実施する体制の整備に努める。

- (1) 除雪器具及び融雪剤の整備充実
- (2) 除雪要員等の動員体制
- (3) 所管施設の点検
- (4) 除雪業務委託先の確保
- (5) 備蓄品の保管場所の整備

##### 2 道路整備

冬期間における住民の安全な生活の確保を図るため、町、その他の道路管理者は、次のような道路や施設の整備、点検、維持管理を行う。

- (1) 積雪、堆雪等に配慮した道路整備
- (2) 防護柵、スノーシェッド、スノーシェルター、消融雪施設等防雪施設の整備
- (3) 路盤改良
- (4) 流雪溝の設置
- (5) 堆積帯、チェーン脱着帯の確保

## 第 11 節 情報収集・通信体制の整備

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 11 節 情報収集・通信体制の整備」を準用する。

---

## 第 12 節 救急・救助体制の整備

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 13 節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備」を準用する。

---

## 第 13 節 医療救護体制の整備

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 14 節 医療救護体制整備」を準用する。

---

## 第 14 節 緊急輸送体制の整備

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 15 節 緊急輸送体制の整備」を準用する。

---

## 第 15 節 防災拠点等の整備

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 16 節 防災拠点等の整備」を準用する。

## 第 16 節 建築物等災害予防対策

### 計画の目的

町及び施設等の管理者等は、建築物、文化財等に係る風水害等の災害の未然防止と災害時における防災上重要な公共建築物の機能確保を図るために必要な防災対策を講じる。

【担当】○都市整備課 総務課 健康福祉課 上下水道課 学校教育課 こどもみらい課 生涯学習課

### 住民・事業所の役割

#### 第 1 住民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、県や町の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

#### 第 2 地域の役割

地域内で著しく劣化している建築物や、落下物の発生の恐れのある建築物倒壊の危険のあるブロック塀等を把握するとともに、当該建築物の所有者や管理者等に安全性の向上を図るよう助言する。

#### 第 3 企業等事業所の役割

- (1) 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。
- (2) 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、県や町の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

### 町の役割

#### 第 1 一般建築物に対する予防対策【都市整備課】

##### 1 地下空間浸水対策

町は、県（県土整備部）と連携して、「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき、防水扉及び防水板の整備など、建物や地下空間等を浸水被害から守るための対策について、必要に応じて設計者や施行管理者に対して指導、助言を行う。

#### 第 2 市街地再開発事業等の促進【都市整備課・税務課】

町は、県（県土整備部）と共同して市街地の土地の合理的な高度利用、都市機能の更新、公共施設の整備改善を図るため、「都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）」に基づく市街地再開発事業を促進するとともに、市街地再開発事業の施行者に対し、技術指導を行う。

また、町は、防災建築物に対して課する固定資産税の軽減を図る。

### 第3 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

【総務課・健康福祉課・上下水道課・学校教育課・こどもみらい課・生涯学習課】

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

#### 1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（災害対策活動拠点、災害拠点病院）
- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）
- (4) 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- (5) 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障害者支援施設等）

#### 2 防災対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であるため、次に示す防災対策を推進する。

##### (1) 建築物、建造物の安全確保

施設管理者は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるような施設の管理に努める。

##### (2) 防災設備等の整備

次に掲げるような防災措置を実施するとともに、防災機能の強化に努める。

- ① 飲料水の確保
- ② 非常用電源の整備及びその燃料確保
- ③ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備、配管設備等の固定化
- ④ 施設、敷地内の段差解消等、要配慮者に配慮した施設設備の整備
- ⑤ その他防災設備の充実

##### (3) 施設の維持管理

町及びその他の施設管理者は、次に掲げる台帳・図面等を整備し、日常点検や法令に基づく点検等により施設の維持管理に努める。

- ① 点検結果表
- ② 現在の図面及び防災関連図面
- ③ 施設の維持管理の手引

## 第 17 節 公共施設等災害予防対策

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 18 節 公共施設等災害予防」を準用する。

---

## 第 18 節 危険物施設等災害予防対策

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 19 節 危険物施設等災害予防」を準用する。

---

## 第 19 節 文教施設等災害予防対策

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 20 節 文教施設等災害予防対策」を準用する。

---

## 第 20 節 防災関係機関相互応援体制の整備

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 21 節 防災関係機関相互応援体制の整備」を準用する。

## 第 21 節 竜巻災害対策

### 計画の目的

旋風・竜巻等の突風は、積乱雲や積雲が発生しやすい特殊な気象状況下で発生し、日本ではどの場所においてもその危険がある。季節的には 9 月の台風シーズンに多くなるが、冬場においても寒冷前線の影響で発生することもある。本町においても、平成 18（2006）年 7 月 3 日の風害（ダウンバースト）により一部の区域で家屋等に被害が発生したことから、危険性は十分にあるため必要な防災対策を講じる。

【担当】 ○地域安全課 総務課 企画課 都市整備課 産業課

### 住民の役割

#### 第 1 自主防災思想の徹底（予防対策）

「自らの身は自ら守る」という「自助」の精神に基づき、竜巻などの激しい突風（以下「竜巻等」という。）による災害に備えて、平常時から次に掲げる「生命・身体を守るための行動」を心がける。

- (1) 竜巻等に関する気象情報に留意する。
- (2) 竜巻注意情報が発表されたら、周囲の空の様子を見て積乱雲が近づいている兆候がないかを確認する。
- (3) 積乱雲が近づいている兆候が見られたときは、「生命・身体を守るための行動」の準備をする。
- (4) 竜巻等が間近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実践する。特に、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように避難に時間がかかると予想される場合には、早めの避難開始を心がける。
- (5) 住宅内では
  - ア 雨戸、シャッターを閉め、カーテンを引く。
  - イ 窓から離れる。
  - ウ 地下室か最下階へ移動する。
  - エ できるだけ家の中心部に近い窓のない部屋に移動する。
  - オ 丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- (6) オフィスビル・病院などにいるときは
  - ア 窓のない部屋や廊下等へ移動する。ガラスのある場所から離れる。
  - イ ビル内部の階段室も避難場所となる。その際、可能であれば下の階に移動する。
  - ウ 丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
  - エ エレベーターは停止する恐れがあるので乗らない。
- (7) 外にいるときは



- ア 近くの頑丈な建物に避難する。
- イ そのような建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- ウ 物置や車庫・プレハブの中や電柱や太い木、橋や陸橋の下などは倒壊の可能性が高く危険なので、避難場所としては避ける。
- エ 上記に比べれば自動車の中の方が安全ではあるが、強い竜巻等の場合は飛ばされる恐れがあるので、頭を抱えてうずくまる姿勢をとることが必要である。

## 第2 竜巻に関する情報の入手・利用（予防対策）

野外活動を行ったり指導したりする者は、竜巻等に関する気象情報の入手に努める必要がある。主な入手方法は次のとおりである。

- ア 気象庁ホームページ
- イ テレビ、ラジオ（ニュース、天気予報での解説、テロップ）
- ウ 携帯電話等のメールサービスを利用した情報提供

## 第3 その他の対策

指定避難所への避難等の応急対策は、風水害に準じて行う。

## 町の役割

### 第1 局所的災害についての即報体制の整備（予防対策）

初動の遅れが懸念される休日や閉庁時間帯における迅速な災害情報の把握を目的として、竜巻等発生 of 把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害による被害の情報を、職員からの即報により収集し、重要な情報は消防署や警察署に情報提供を行う体制を整備する。

### 第2 その他の予防対策

上記の竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、台風や大雨のときに準じて行う。

### 第3 局所的災害についての即報の実施（応急対策）

竜巻等発生 of 把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害が、休日や閉庁時間帯に発生したときに、その被害の情報を職員からの即報により収集し、重要な情報は消防署や警察署に情報提供を行う。

### 第4 その他の応急対策

上記の竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、風水害のときに準じて行う。

## 第5 関係機関が行う対策

上記の竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、風水害のときに準じて行う。

## 第2章 風水害等応急対策

### 第1節 活動体制の確立

#### 計画の目的

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生防止、拡大防止並びに被災者の救援救護等、町は第一次的な防災機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるように、職員の動員及び災害対策本部の設置、関係機関への通報など災害初動体制を確立する。

また、町及び防災関係機関は災害発生時の業務継続性の確保に努める。

【担当】 ○各課等 社会福祉協議会 消防団

#### 各段階における業務内容

災害対応が必要と見込まれるとき	災害警戒本部の設置
避難準備情報発表が見込まれるとき	災害対策本部の設置 現地災害対策本部の設置
避難勧告	
避難指示	
浸水・暴風による被害発生中	災害対策本部会議の開催 現地災害対策本部会議の開催
避難勧告解除等	
解除後1日以内	
解除後3日以内	本部組織の見直し再編
事後1週間以内	

#### 第1 応急活動体制【各課等・社会福祉協議会・消防団】

災害の防止、災害規模に応じた職員等の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

風水害等災害体制基準

種別	災害警戒体制 災害警戒本部の設置検討	災害警戒本部の設置及び 災害対策本部の設置検討	災害対策本部体制
	第1 配備体制	第2 配備体制	第3 配備体制
時期	①気象等予報の発令、あるいは河川が通常水位を超える等、災害発生の危険がある場合。 ②気象警報が発表された場合。 ③集中豪雨等による災害発生の危険があるか若しくは軽微な災害が発生した場合で必要と認めるとき。	①気象等予報の更新、あるいは河川の水位が警戒水位を超える等、災害の危険が極めて増大した場合。 ②集中豪雨等による危険が増大した場合、若しくは災害が発生した場合で必要と認めるとき。	①大規模な災害が発生するおそれがあり、町長が必要と認めた場合。 ②災害が拡大し、第2 配備体制では対処が困難で、町長が必要と認めるとき。
決定	地域安全課長が関係課長と協議し、必要があると認めるときは、決定する。	副町長が関係課長と協議し、必要があると認めるときは、決定する。決定の経過を町長に報告する。	災害対策本部長(町長)が決定する。
処理事項	①災害予防に必要な措置及び指示 ②情報の収集 ③庁内及び関係諸機関との連絡 ④防災資材の確保及び整備 ⑤その他防災に必要な事項	災害対策全般	災害対策全般
構成員	○地域安全課 ○総務課 ○都市整備課 ○消防団(水防団) ※動員職員にあつては各課の判断により招集する。	○副町長 ○教育長 ○第1 配備体制の職員 ○係長以上の職員 ○消防団(水防団) ○社会福祉協議会の職員	○三役 ○全職員(社会福祉協議会職員等含む) ○消防団(水防団)

1 災害対策本部設置までの警戒体制

町は、住民に対する救援活動を早急に実施するため、町防災行政無線(移動系・同報系)等の機器を活用し情報収集を迅速に行うとともに、災害警戒体制又は災害警戒本部体制を早急に確立して災害応急対策に着手する。

(1) 災害警戒体制(第1 配備体制)

①体制の基準及び手続き

体制の決定及び解除は、地域安全課長が必要と認めるとき、又は関係本部員(関係各課長)から地域安全課長に要請があつたとき、協議し決定する。

## ②災害体制の内容

地域安全課等の職員は参集し、消防団員と協力のうへ災害警戒体制を確立する。措置すべき事項は次のとおり。

### ア 災害に関する情報の収集

- ・降雨量等の気象情報
- ・河川の水位、流量の変化
- ・河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
- ・住民の動向
- ・その他発災防止上必要な事項

### イ 被害情報の把握

- ・被害が発生した日時、場所
- ・被害の程度
- ・被害に対してとられた措置
- ・その他必要な事項

### ウ 被害情報の県への報告（「火災・災害等即報要領」の即報基準による。）

### エ 必要に応じて関係課等及び消防署・警察署への通報

### オ 必要に応じて町長、副町長等への報告

### カ 災害応急対策（小規模）

## ③代決者

地域安全課長不在時の意思決定は、地域安全課課長補佐が行い、地域安全課課長補佐が不在時の意思決定は、地域安全課係長が行う。

## (2) 災害警戒本部体制（第2 配備体制）

### ①体制の基準及び手続き

災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的かつ迅速的確に行うため、第2 配備体制のもとで災害警戒本部体制を確立する。体制の決定及び解除は、副町長が本部長となり関係課長と協議し、必要があると認めるときは決定し、その経過を町長に報告する。

### ②災害体制の内容

災害警戒本部は、高根沢町役場（本庁舎）に設置する。役場内に災害警戒本部を設置できない場合、又は必要があり現地警戒本部を設置する場合は、副町長（災害警戒本部長）の指定する場所に設置する。第2 配備体制の職員以外は、自宅待機し、第3 配備体制に移行が決定した場合には、直ちに登庁できるように備える。警戒本部は次の対策業務を行う。

ア 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関することとし、以下の事項（災害発生初期）に配慮する。

- ・人的被害の発生状況
- ・家屋等建物の被害状況
- ・河川等の氾濫、浸水状況
- ・崖崩れ等土砂災害の発生状況
- ・避難の必要の有無
- ・道路、交通機関の被害状況
- ・電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
- ・119 番通報の殺到状況
- ・その他災害の応急対策活動に必要な事項

イ 災害対策本部の設置に関する事。(第3 配備体制に移行の準備)

ウ 災害応急対策の実施に関する事。

③代決者

副町長不在時の意思決定は地域安全課長が行い、地域安全課長不在時の場合は地域安全課課長補佐が行う。

**災害警戒本部組織 (第2 配備体制)**

震災警戒本部と同じ

**2 災害対策本部体制 (第3 配備体制)**

町域に災害が発生し、又は発生のおそれがあり、必要があると認めるときは「高根沢町災害対策本部条例」により、町長を本部長として、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、災害の防ぎよ、災害救助、災害警備、その他災害応急対策を総合的かつ迅速に措置する。

なお、本部は原則として高根沢町役場(本庁舎)に設置し、必要に応じて現地災害対策本部も設置する。本部が被災した場合は、次の順に対策本部を置く。

①農村環境改善センター ②宝積寺アクアセンター ③仁井田ふれあい広場

**災害対策本部組織 (第3 配備体制)**

震災対策本部と同じ

(1) 設置の基準

次の各号のいずれかに該当するとき、町長は本部を設置する。

- ①気象業務法に基づく気象注意報、気象警報が発令され大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するものと町長が認めたとき。
- ②町内に洪水等の災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要すると町長が認めたとき。

(2) 解散の基準

- ①発生が予想された災害に係る危険がなくなつたと認めるとき。
- ②当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

(3) 本部設置及び解散の手続き

- ①本部の設置は、町長が決定する。この時点で招集される関係課等は、災害体制動員計画（附属資料）の第3 配備体制のとおりとする。
- ②警戒本部が設置されている場合、警戒本部長（副町長）は警戒本部会議に報告し、対策本部設置について協議する。
- ③警戒本部が設置されていない場合、副町長は関係課長と協議し、その結果を町長に報告し、町長は対策本部の設置を決定する。
- ④本部の解散については、町内の状況を把握し、災害対策本部本部員会議で協議し、町長が決定する。

#### (4) 本部の設置及び解散の公表

本部を設置したとき又は解散したときは、県防災行政ネットワーク等を利用して県消防防災課を通じて知事に報告するとともに、関係諸機関、隣接市町等に対し、NTT電話回線等適切な方法で連絡、公表する。

#### (5) 災害対策本部の運営

##### ①本部の運営

##### ア 業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- 災害救助法の実施に関すること
- 災害応急対策の実施、調整
- 本部の活動体制に関すること
- 支部の活動体制に関すること
- 国、県、他市町村への応援要請
- 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整
- 相互応援に関すること
- 災害広報に関すること
- 災害対策本部の解散
- その他重要な事項に関すること

##### イ 本部員会議

災害対策に関する重要事項を協議決定し、その推進を図るため災害対策本部に本部員会議を置く。

##### ○構成員

- ・本部長
- ・副本部長
- ・本部長付
- ・本部員

##### ○協議事項

前記の災害対策業務を実施するにあたって、必要な事項を協議する。

##### ○招集

本部長が必要の都度、招集する。

##### ウ 部及び班

部及び班は、「高根沢町災害対策本部事務分掌表」（資料編 29 高根沢町災害対策本部事務分掌表）の分担業務を実施する。

##### エ 事務局

本部に事務局を置き、地域安全課の職員が担当する。

##### ○業務

事務局は、概ね次の業務を実施する。

- ・災害対策本部の運営に関すること
- ・本部員会議に関すること

- ・本部内の連絡調整、県その他防災関係機関との連絡調整
- ・災害に関する情報の収集、伝達
- ・その他必要な事項に関すること

○本部連絡員

事務局に、各部の本部連絡員を置き、次の業務を実施する。

- ・職員動員の連絡
- ・所属部と本部との連絡調整
- ・所属部に関わる被害又は災害対策活動に関する情報の収集、伝達、資料の整理

オ 代決者

町長（本部長）不在時等の意思決定は副町長が、副町長不在時の意思決定は地域安全課長が行い、地域安全課長が不在の場合は地域安全課課長補佐が行う。

カ 臨時本部員会議

台風接近、集中豪雨等により、町域に大規模な被害の発生が見込まれる場合には、災害対策本部を設置せずに臨時本部員会議を開催し、災害対策に関する重要事項を協議決定する。

## 第2 職員の動員配備【各課等・社会福祉協議会・消防団】

町に災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、迅速・的確に対処するため、あらかじめ定められた風水害等の職員の配備基準（気象警報等の発表状況、雨量・河川水位等の数値などによる）に基づき災害の種類、規模、被災の範囲、時期等災害の状況によって配備体制を決定し、配備要員の範囲を定め、職員及び消防団員の動員を行い、必要に応じ警察官等関係機関職員の出動を要請する。

### 1 職員の動員

災害体制の動員は、各課長（災害対策本部設置時は各対策部長）の指示による。

### 2 動員の伝達系統及び方法

#### (1) 勤務時間内の伝達

地域安全課長は、本部が設置された場合（本部に準ずる体制の場合も同じ）、本部長（町長）の指示に従い、教育長に連絡するとともに、各課長に対し配備を指令するものとする。各課長は、直ちに職員（班員）に連絡し、これを指揮して対策本部分掌事務又は業務を実施する。

#### (2) 休日又は退庁後の伝達

##### 《退庁後における職員の連絡方法》

各課長は、所属職員の住所及び電話、その他連絡の方法を把握しておき、直ちに動員できるよう措置する。

##### 《当直者による非常伝達》

当直者は、次に掲げる情報を収受又は察知したときは、直ちに地域安全課長に連絡して指示をあおぎ、必要に応じ関係課長に連絡するとともに、関係職

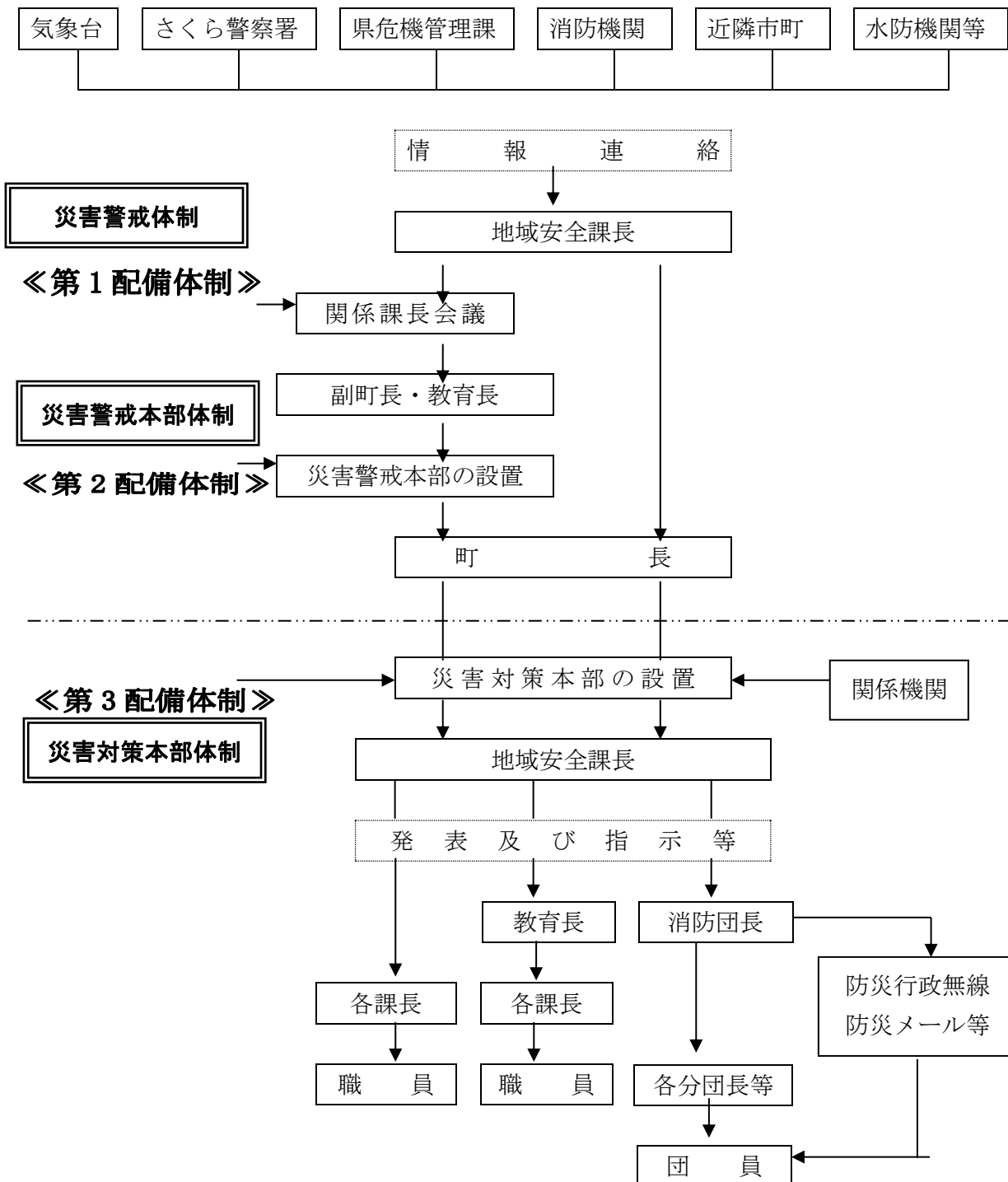


員に対しても電話、携帯電話等により速やかに連絡するものとする。

①気象警報が発令されたとき。

②災害が発生し、又は災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

### 災害対策配備体制



### 3 連絡の方法

本部の設置、災害体制の決定及び動員の通知は、庁内放送、電話、防災行政無線（同報系、移動系）、電子メールのほか、その他の連絡方法を使用して伝達の徹底を図るものとする。

## 4 動員配備

### (1) 平常勤務日の動員配備

動員された職員は、直ちにその所属班長の指揮下に入り、その指示にしたがって分掌事務を遂行しなければならない。

### (2) 勤務時間外の動員配備

勤務時間外又は休日に動員された職員は、直ちに役場又は指示された場所に集合し、所属班長の指示を受けなければならない。なお、職員は勤務時間外又は休日に災害が発生し、又は発生するおそれのある情報を察知したときは、その状況により所属班長等と連絡し、若しくは自らの判断により登庁する。

### (3) 動員配備確立後の報告

本部長（町長）の配備体制の指示に基づき、各部が体制の確立を完了したときは、直ちに本部長に報告する。

### (4) 各対策班間の応援

災害の状況により、災害対策実施に緩急が生じ、又は局限されたときは、本部長（町長）は必要に応じ各部に所属する職員を他の対策班の応援に動員させるものとする。

## 5 消防団の動員（緊急動員）

消防団の動員は、本部長（町長）が消防団長を通じてこれを行うが、緊急の場合でそのいとまがないときは、分団長が各々の所属する団員を動員することができる。

## 6 応援要請

災害の規模が大きく、災害対策を実施するため町の災害対策要員をもっても応急対策を実施することができないときは、県又は他の市町に対し応援を要請し、必要な対策要員の確保を図るものとする。

## 7 業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画を適宜見直すなどして、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

## 8 登庁方法

各活動体制で定める庁舎への登庁にあたっては、機動性を有する自転車盗の利用をあらかじめ検討しておく。

## 9 その他

### (1) 動員等に関する記録

各対策班長、消防団本部及び各分団長等の責任者は、災害対策のための動員を行った場合及び応援を受けた場合は、その始期及び終期、人員作業内容等必要な事項を明確に記録する。

### (2) 災害対策要員の標識等

本部長・副本部長・本部長付その他動員された職員、又は応援のため派遣された県や他の市町の職員は、別に定める腕章を付することとする。

(資料編 31 高根沢町災害対策本部職員等の標識)

## 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

### 計画の目的

風水害等災害が発生した場合、救助・救出活動等の災害応急対策活動や住民の避難勧告等の判断に必要となるため、関係機関は、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達することに努める。

【担当】○各課等 社会福祉協議会 消防団

### 住民の役割

#### 第1 被害情報の収集及び通報

##### (1) 被害状況の把握

災害発生前後において、自分のおかれた状況を冷静に判断するために、テレビ・インターネット・ラジオ等から情報を収集する。

##### (2) 被災状況等の通報

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した場合は、遅滞なく町役場、消防署、警察署（以後「町役場等」という。）に通報するものとする。

##### (3) 情報収集の協力

自主防災組織等は被害情報の収集に協力し、収集した情報を町役場等に通報するものとする。

### 町の役割

#### 第1 気象予警報等の発表・伝達【地域安全課・社会福祉協議会・消防団】

##### 1 気象等予警報・情報の発表及び伝達

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、宇都宮地方気象台が発表した注意報・警報（資料編6 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準）を以下により速やかに通知する。

##### (1) 宇都宮地方気象台

宇都宮地方気象台は、気象注意報・警報、気象情報を発表したときは、速やかに関係機関に通知する。

##### (2) 県

県は、気象注意報・警報の通知を受けたときは、速やかに関係課、出先機関、市町、消防本部等の関係機関に通知する。

##### (3) 県警察

県警察は、気象注意報・警報の通知を受けたときは、速やかに本部内関係課、関係の各警察署に通知する。通知を受けた警察署は、速やかに管内交番、駐在所に通知する。

##### (4) 町

県からの通知やラジオ、テレビ放送等によって気象注意報、気象警報を知ったときは、必要に応じて町民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

(5) 放送関係機関

放送関係機関は、気象注意報・警報の通知を受けた場合、必要に応じて、番組の間を利用又は番組を中断するなどして、速やかに県民に対してその旨の周知を図る。

**2 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報**

(1) 土砂災害警戒情報

県と宇都宮地方気象台が共同で作成し、災害対策基本法、土砂災害防止法、気象業務法に基づき発表する。土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。

町は、土砂災害警戒情報を受信した場合、避難所開設等避難に向けた対策を速やかに行い、町民に対し防災行政無線・防災メール・広報車・SNS等を利用して伝達する。

(2) 土砂災害緊急情報

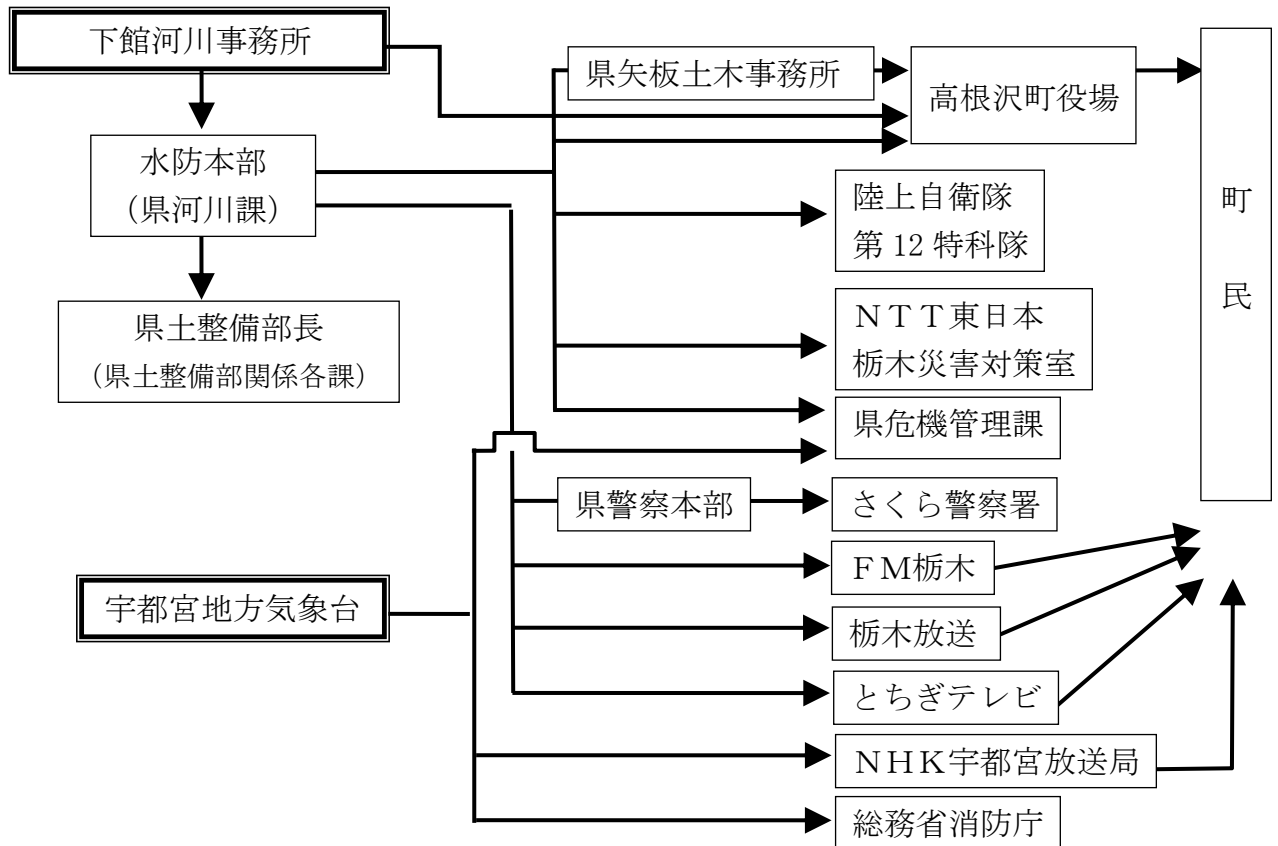
町は、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、国土交通省又は県から土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報提供があった場合、迅速かつ適切に住民への避難勧告等を判断し、発令する。

### 3 指定河川の洪水予報

水防法、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川について、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位・流量等とともに発表する。【参照】とちぎリアルタイム雨量河川水位観測情報

#### <指定河川の洪水予報等の伝達系統>

##### ○ 国土交通大臣の指定する河川（鬼怒川）

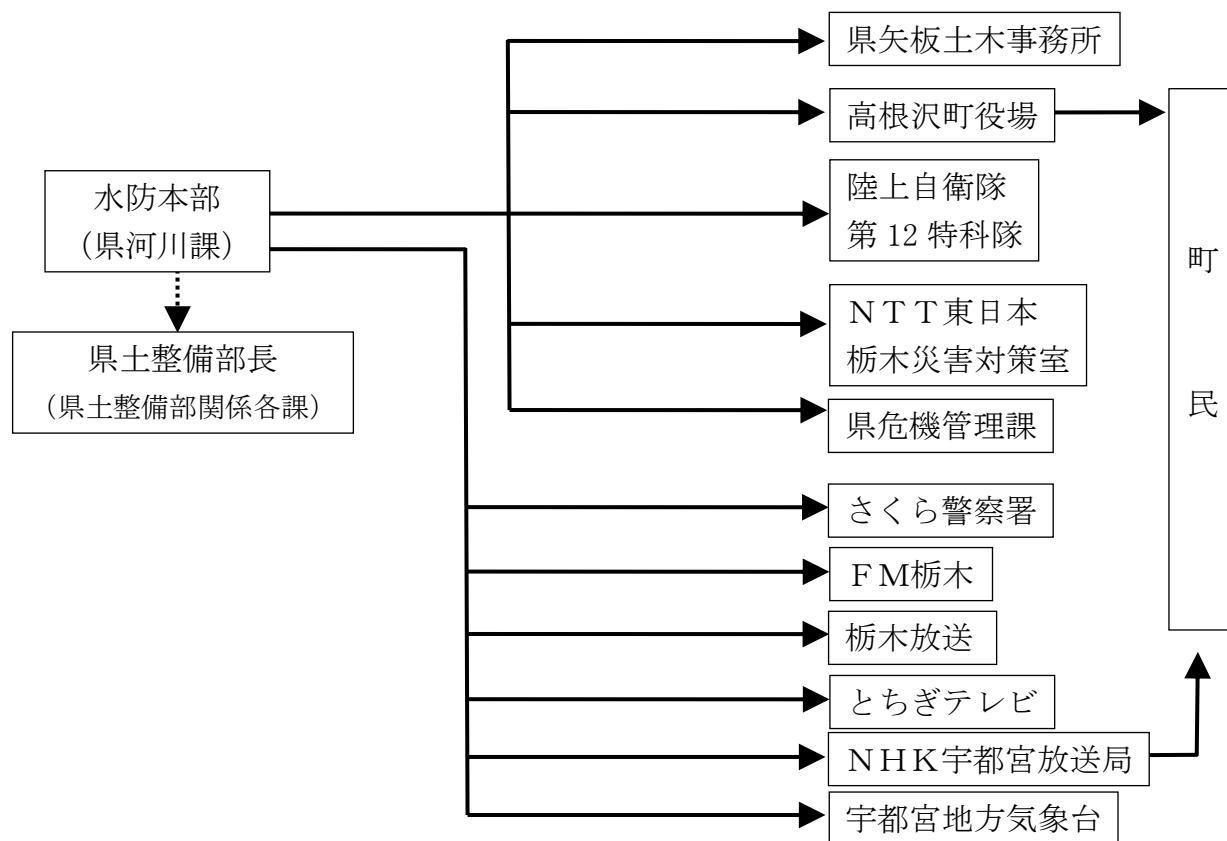


#### 4 水位周知

水防法に基づき、知事が指定する河川において、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して、直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、一般に周知する。

##### <水位周知河川の伝達系統>

###### ○ 知事の指定する河川（五行川）

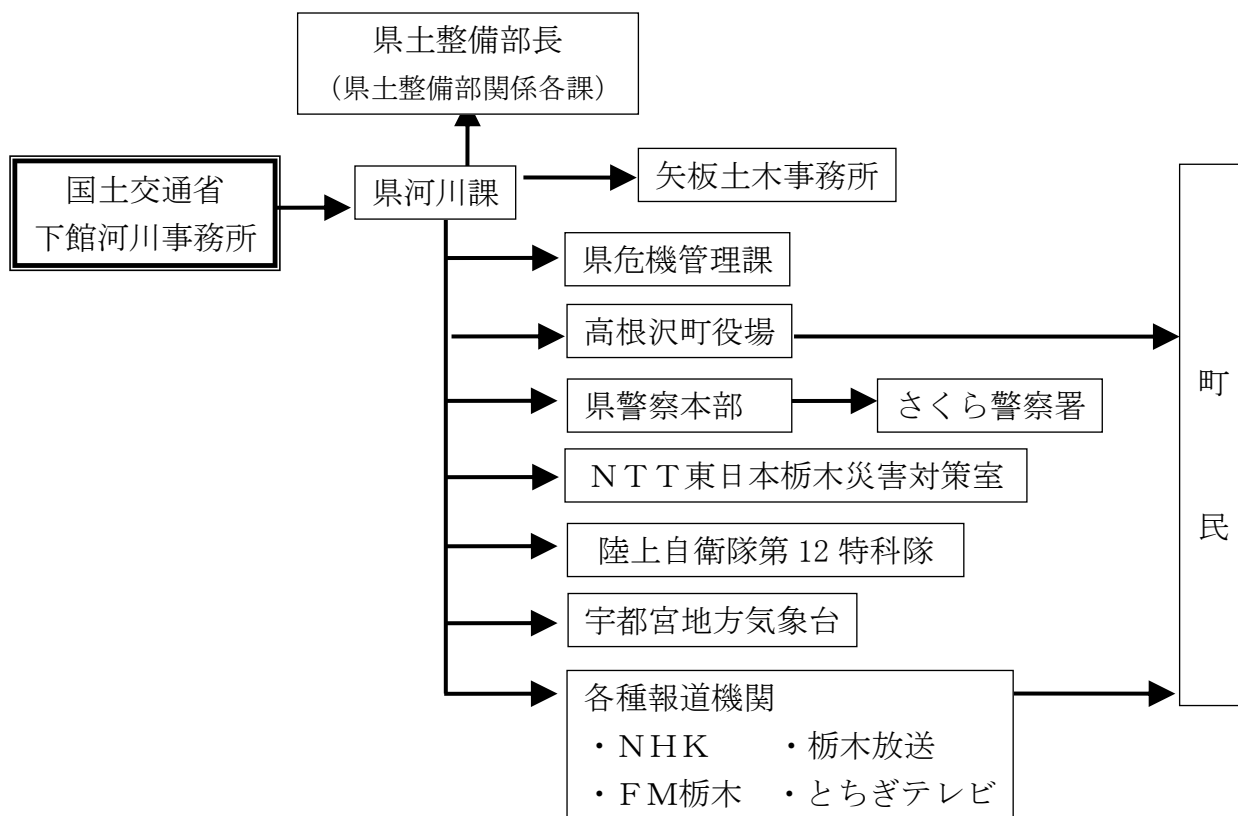


## 5 水防警報

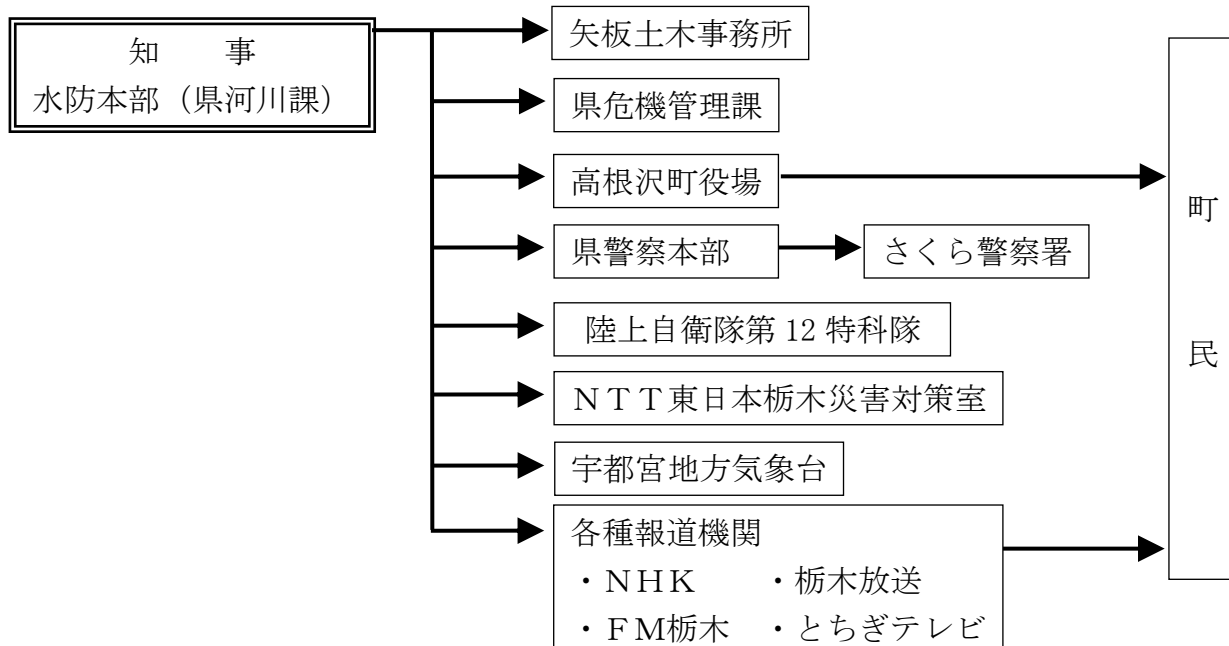
水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川、湖沼において、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省の出先機関の長が、知事の指定する河川については知事が水防を必要がある状況を発表する。

### <水防警報の伝達系統>

#### ○ 国土交通大臣の指定する河川（鬼怒川）



#### ○ 知事の指定する河川（五行川）





## 6 ダム放流通報

ダム管理者は、洪水調節のため放流を行う場合は、ダム操作規則・細則の定めるところにより関係機関に通報する。

高根沢町は利根川水系：五十里ダムと川治ダムからの通報を受ける。

町は、通報等によってダム放流情報を知ったときは、必要に応じて河川周辺住民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

## 7 鉄道・電気事業の用に適合する予報、警報

気象台は、鉄道事業施設、電気事業施設の気象等による災害の防止と事業の運用に資するため、鉄道気象通報、電力気象通報を行う。

## 8 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への伝達【健康福祉課・学校教育課・こどもみらい課】

気象警報等が発表された場合には、洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の長に、被害に備えるよう警報等の発表を伝達する。

## 第2 被害情報の収集等【各課等・社会福祉協議会・消防団】

災害情報の急速な推移に対応するため、ラジオ、テレビ放送等、県防災行政ネットワーク、インターネット等により、積極的に情報の収集に努めるものとし、水位、雨量等の情報は、国及び県出先機関、隣接市町からの収集に努め、各河川の水位等も把握し災害拡大予防に努める。

また、被害状況の情報収集に当たっては、デジタルカメラ等により現場写真を撮影し、その写真データを地図情報とともに登録し保存するものとする。

### 1 伝達

- (1) 県等から通報される警報等は通常の勤務時間中は地域安全課が、勤務時間外の場合は、日直者が受信する。また、夜間は塩谷広域行政組合消防本部高根沢消防署で受信し、状況により地域安全課危機管理担当職員が役場に登庁して、待機する。なお、事前に気象警報等防災情報を担当課で受信している場合は、待機し状況を見守る。また、災害対策本部が設置中のときは、総務部消防班、総務班がこれにあたる。
- (2) 警報等を受信したときは、直ちに町長、副町長、教育長をはじめ、関係各課に連絡し、情報連絡を担当する総務課は直ちに必要事項の周知徹底を図り万全を期するものとする。「資料編 9 災害通信及び伝達系統図」

### 2 放送通信の利用

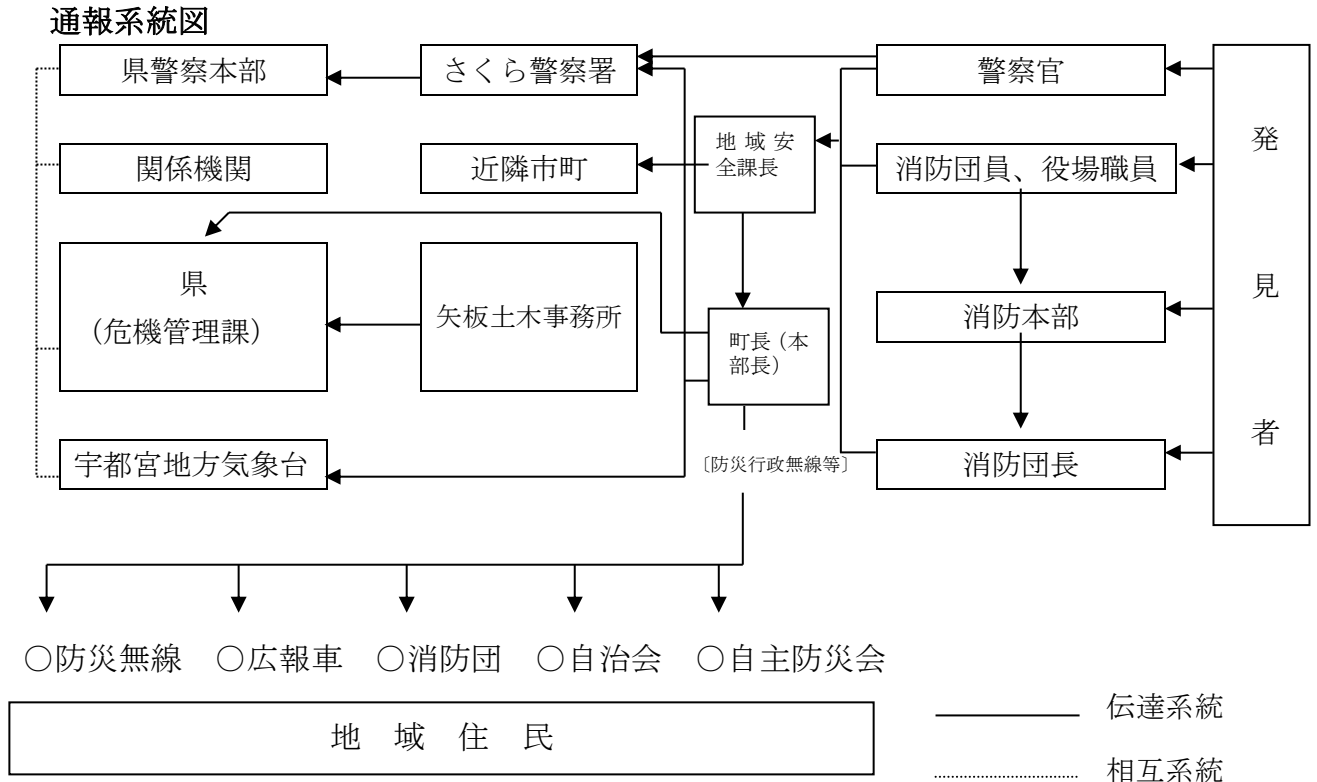
町は、災害情報その他必要な措置等を住民に伝達する場合、広報車等を活用し、また、必要に応じてNHK宇都宮放送局、栃木放送、とちぎテレビ、FM栃木等に依頼する。

- (1) 町職員：電話、携帯電話（メールを含む）等を利用して速やかに周知を図る。
- (2) 他の官公署、学校及び重要な施設の管理者：電話等を利用して周知を図る。
- (3) 住民：防災行政無線（同報系）により周知を図るものとするが、状況によっては広報車により周知徹底を行うものとする。また必要に応じて放送局へ依頼す

る。

### 3 異常現象発見時における措置

気象地象の異常な現象を発見し、住民から異常気象発見の通報を受けた場合、直ちに現地の状況を調査把握し、各課職員は地域安全課長に報告し、必要に応じて対処する。また被害拡大の恐れがある時には、町長に報告し対応策を検討し適切な指示を受ける。必要と認めたとき、町長は直ちに住民に対し警告しその知り得る情報を発表する。



#### (1) 発見者の通報

災害の発生するおそれのある異常な現象（異常水位、火災等）又は災害の発生を発見した者は、直ちに次に掲げる最も近い者に通報する。

- ①町役場あるいは近くにいる町職員
- ②警察官
- ③消防団長その他消防団員
- ④消防機関

#### (2) 関係各機関への通報

町は、異常現象の発見通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を講ずるとともに、必要に応じて次の機関に通報する。

- ①宇都宮地方気象台
- ②さくら警察署
- ③県危機管理課
- ④矢板土木事務所
- ⑤災害に関係ある隣接市町（さくら市、芳賀町等）

### 第3 被害状況の調査【各課等・社会福祉協議会・消防団】

被害状況の調査は、的確な状況判断に基づく適切な対策を行うための基本的条件となるので、その調査並びに報告は次により迅速確実に行う。

## 1 被害状況の調査実施者

県管理以外の被害状況の調査は、担当各課が行い、地域安全課が取りまとめる。なお、町長は、県管理の公共建物、公共土木施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。

調査の時期及び種類別担当責任者は、次のとおりとする。

調査の種類	調査時刻	調査担当者
①発生調査	災害発生の通報を受け、又は発見した場合直ちに調査する。本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。	担当対策班
②随時調査	災害発生後の状況の変化に伴い、随時に調査を詳細に行う。本調査は、災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動にしたがってできる限りその都度行う。	同上
③確定調査	災害が終了しその被害が確定したとき調査する。本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので正確を期する。	担当対策班又は担当職員

上記の表のように被害調査を実施し、総務企画部に報告する。

## 2 収集すべき情報

町は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、災害発生直後の管内の被害状況等の早期発見に努め、遅滞なく県、防災関係機関に通報する。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行状況、特質
- (2) 降雨、降雪、河川水位の状況
- (3) 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難の状況
- (4) 家畜、建物、農地、農作物、山林、河川、道路、鉄道等の被害状況
- (5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 要配慮者利用施設の被害状況  
(要配慮者利用施設)

児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害者サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、医療提供施設、幼稚園、その他

- (7) 消防、水防等の応急措置の状況
- (8) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- (10) 医薬品その他衛生材料の補給の要否
- (11) その他法令に定めがある事項及び災害の発生拡大防止措置上必要な事項

## 第4 災害状況の通報及び被害状況報告

### 1 県への報告

(1) 町は、町域内に被害が発生したときは、次により速やかに当該災害の状況及びこれに対して実施した措置の概要を県に報告するものとする。

① 栃木県火災・災害等即報要領の基準に該当する災害が発生した場合

消防組織法第40条に基づく火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により県に報告する。なお、地震災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告するものとする。

② 次の基準に該当する災害が発生した場合

災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき報告する。なお、この報告は、前記①の消防組織法第40条に基づく火災・災害等即報要領による報告と一体として取り扱うものとする。また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告するものとするが、県と連絡が取れるようになった場合は、その後の報告は県に行うこととする。

ア 災害対策本部を設置した災害

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告があると認められる程度の災害

ウ 上記に定める災害になるおそれのある災害

#### <報告先>

国への報告（震度5強以上等直接即報基準）に該当する場合	(1) 勤務時間内（消防庁防災課応急対策室） (TEL) 03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537 (2) 夜間・休日（消防庁防災課宿直室） (TEL) 03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553
県への報告	県（危機管理課） (TEL) 028-623-2136 (FAX) 028-623-2146

(2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない大規模な災害が発生したときは、速やかにその災害の状況を把握するものとし、被害の詳細が把握できない状況にあっても、把握した情報から県等に報告する。

### 2 情報の報告・伝達手段

災害発生時における報告・伝達は、最も迅速・確実な手段により行うこととし、次の手段を有効に活用して行うものとする。通信の途絶等により通信が困難となった場合は、「第2節 情報の収集伝達及び通信確保対策」により、あらゆる手段を利用して行うよう努める。

また、高根沢町の地域において災害が発生または発生する恐れがある場合に

ついて、高根沢町及び国土交通省関東地方整備局が必要とする各種情報の交換等を目的とした情報連絡員（リエゾン）に関する協定に基づき、迅速かつ的確な災害対処を行う。

直接即報基準は、次表のとおりである。（参考）

火災等即報	交通機関の火災	航空機、列車の火災で次に掲げるもの 1 航空機火災（火災発生のおそれがあるものを含む） 2 列車火災
	危険物等に係る事故	1 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 m <sup>2</sup> 程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの 2 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ①河川へ危険物が流出したもの又は流出するおそれがあるもの ②大規模タンクからの危険物等の漏えい等 3 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等漏えい
	原子力災害	放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
救急・救助	死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれのある救急・救助事故で次に掲げるもの 1 列車の衝突・転覆等による救急・救助事故 2 バスの転落による救急・救助事故 3 ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故	
災害即報	1 地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない。） 2 風水害、雪害において、死者又は行方不明者が生じたもの	

## 第5 情報管理体制の確立【地域安全課・総務課】

災害時の町の通信連絡手段は、一般加入電話、町防災行政無線（移動系）等とする。災害時優先電話や各種携帯電話については、連絡用電話を指定して連絡窓口を明確化するなど、効果的な災害情報の管理体制を確立する。

## 第3節 災害拡大防止活動

### 計画の目的

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、土砂災害、倒木等による被害の拡大と二次災害の発生を防ぐため、関係機関は連携して迅速かつ的確な措置を行う。

【担当】○地域安全課 都市整備課 産業課 消防団

### 住民の役割

#### 第1 災害への備え

災害時においては、その人的被害を最小限に抑えるために早い段階から気象、河川情報や地域の状況に注意し、行政の出す避難準備情報等に的確に対応することが必要である。また、最悪孤立しても救助を待つまでの間、最低限の食料、飲料水の備蓄や携帯ラジオ等の用意を自ら行う。

### 町の役割

#### 第1 監視、警戒【地域安全課・都市整備課・産業課・消防団】

(1) 町、消防本部は、相当の雨量があり、警戒が必要と認められるとき、又は災害が発生したときは、消防（水防）団員、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。なお、被害状況等の把握にあたっては次の事項に留意し、「火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する被害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

##### ①警戒段階

- ア 降雨量等の気象情報
- イ 河川の水位、流量等の変化
- ウ 河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
- エ 住民の動向
- オ その他発災防止上必要な事項

##### ②災害発生初期

- ア 人的被害の発生状況
- イ 家屋等建物の被害状況
- ウ 河川等の氾濫、浸水状況
- エ 崖崩れ等土砂災害の発生状況
- オ 避難の必要の有無、避難の状況
- カ 道路、交通機関の被害状況
- キ 電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
- ク 119番の通報の殺到状況
- ケ その他災害の応急対策活動に必要な事項

(2) 水防管理者（町長）は、大雨に関する気象情報の伝達を受けたとき、又は自

ら必要と認めるときは、出水前に必ず消防（水防）団員、職員等に堤防を巡視させる。なお、堤防の巡視にあたっては次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、水防計画に基づき速やかに関係機関に連絡する。

- ①堤防の溢水状況
- ②堤防の亀裂、崩壊
- ③水門、ひ門の漏水、扉の締り具合
- ④橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

## 第2 浸水被害の拡大防止【地域安全課・都市整備課・消防本部・消防団】

### 1 町の活動

水防管理者（町長）は、水防警報が発せられたとき、警戒水位に達したとき、その他水防上必要であると認めるときは、消防（水防）団、消防本部を出動又は出動の準備をさせるとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したとき、水防管理者は消防（水防）団の長、消防本部の長は、直ちに県並びに関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

#### (1) 水防管理団体の非常配備

水防管理者が管下の消防（水防）団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発する。

- ①水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- ②水防警報指定河川等であっては知事からの警報を受けた場合
- ③緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

#### (2) 本部員の非常配備

水防管理団体の本部（水防事務担当者）の非常配備は、本章第1節第1を基本とするが、必要により県水防本部員の非常配備を参考に班分けを行う。

### (3) 消防機関の非常配備

水防管理者が消防（水防）団、消防本部に発する配備指令は、おおむね次の基準で行う。

配備指令	配備内容	配備時期
待機	消防（水防）団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は情報の把握に努め、団員は直ちに出勤準備ができる態勢をとる。	水防に関係ある気象の予報、注意報・警報が発せられたとき
準備	消防（水防）団の団長等及び分団員は所定の詰所に集合し、水防資機材、器具の整備点検及び作業員の配備計画にあたりとともに、水門、ひ門等の水防上重要な工作物へ団員を派遣し水門等の開閉準備を行う。	河川の水位が通報水位に達し、かつ上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき
出勤	第1次出勤：消防（水防）団員の少数が出勤し、堤防等の巡視警戒にあたりとともに、水門等の開閉、危険箇所の早期水防等を行う。 第2次出勤：消防（水防）団員の一部が出勤し、水防活動に入る。 第3次出勤：消防（水防）団員全員が出勤し、水防活動に入る。	河川の水位が警戒水位に達したとき、水防警報（出勤）の通報を受けたとき、又は水防管理者が必要と認めたとき

### (4) 警戒区域の設定

地域住民等生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、消防（水防）団長、消防（水防）団員、消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

### (5) 住民に対する避難の指示

町長（水防管理者）は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の住民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

## 2 堤防等施設の応急復旧措置

### (1) 堤防施設の損壊等による浸水防止

越水等による被害が生じたり、又はそのおそれがある場合、被害の実態に応じて土のう積み等の浸水防止措置を講じる。

### (2) 堤防の決壊等による出水防止措置

堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講じる。

## 3 土砂災害拡大防止活動

### (1) 施設・災害危険箇所の点検・応急措置の実施

町、県（県土整備部）、消防等関係機関は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や災害危険箇所の点検を実施し安全の確保に



努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

#### (2) 被災宅地危険度判定の実施

町、県（県土整備部）は、二次的な地すべり、がけ崩れ等から住民の安全確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。判定の結果、使用を制限する必要がある場合、町は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

#### (3) 避難対策

町、県（県土整備部）、消防機関は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第7節の要領により避難の勧告若しくは指示を行う。

### 4 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。なお、風倒木があった場合には、速やかな除去に努め、交通事故防止等に努める。

### 5 異常降雪時の対策

国土交通省、県、町道路管理者は、交通障害の発生時には、必要な災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

## 第4節 広報広聴活動

### 計画の目的

災害時、住民等に迅速かつ的確な情報を提供し、社会混乱を防ぐため、関係機関は、相互に連携して、住民等のニーズに対応した広報活動を行う。また、住民等からの各種相談に応じ、不安解消、安全確保、生活の安定化、生活再建機運の促進に努める。

【担当】 ○企画課 地域安全課 総務課 住民課 税務課 健康福祉課

### 住民の役割

#### 第1 要配慮者等への配慮

災害に関する情報に留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない住民、町内在勤者等の滞在者に的確に伝え、適切な対応が取れるよう配慮する。

### 町等の役割

#### 第1 広報体制の確立【地域安全課 企画課】

町は、町が保有する以下の広報等媒体を活用して実施する。なお、報道機関への広報の要請はやむを得ない場合を除き、町長から行うものとする。

##### (1) 種類

- ① 防災行政無線（同報系）による広報
- ② 広報車による広報
- ③ 掲示板による広報
- ④ 報道機関を通じた広報
- ⑤ 町ホームページ等による広報

##### (2) 広報班

災害時における広報活動の万全を期すため、総務企画部に広報班を置くものとする。

#### 第2 広報の方法【企画課・健康福祉課・社会福祉協議会】

##### 1 住民に対する広報

##### (1) 広報の方法

広報担当職員は、各部対策班等から入手する被害状況、応急対策の実施状況、気象状況、避難救助の状況等を把握し、必要があるときは関係機関及び各種団体、施設に対し情報の提供を求め、広報資料の整備を図る。また、広報の実施に当たっては、視覚、聴覚障害者や高齢者、外国人等に十分に配慮する。

##### 《写真等取材》

広報活動上写真等を必要とするときは、災害対策本部各対策班が撮影した写真等を利用するが、特に必要とするときは、写真等取材のため職員を派遣し資

料の収集を図る。

## (2) 広報内容

### ①警戒、避難期の気象等予警報及び気象情報等の広報

- ア 雨量、河川水位等の状況
- イ 浸水・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生見込み等
- ウ 住民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
- エ 避難の必要の有無、避難所の開設状況等

### ②災害発生直後の広報

- ア 災害発生状況（人的被害、住宅被害等の災害発生状況）
- イ 災害応急対策の状況（地域、コミュニティごとの取組状況）
- ウ 道路交通状況（道路交通規制等の状況、交通機関の被害、復旧状況等）
- エ 電気、ガス、水道、電話等ライフライン施設の被害状況（途絶箇所、復旧状況等）
- オ 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

### ③応急復旧活動段階の広報

- ア 住民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- イ 給食、給水、生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

### ④その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言ダイヤル”171”の登録・利用呼びかけ等

## 2 報道機関に対する情報発表の方法

企画課長は、被害の状況、応急対策実施の状況等を協議し、地域安全課長及び本部長（町長）の承認を得て、適宜報道機関に発表する。

## 3 庁内連絡

広報班は、災害情報及び被害状況の推移を適時職員にも周知する。

## 4 避難行動要支援者等への配慮

(1) 災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。

(2) 視聴覚障害者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、視聴覚障害者に対する情報支援にあたっては、障害の程度（全盲、弱視、聞こえの状態など）に応じた提供方法（点字、音声・拡大文字、手話・文字・拡張器等）による情報支援に努める。

(3) 一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう、情報伝達手段を工夫する。

## 5 各種広報手段の活用

町は、町民に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、県及び関係機関の協力を得て、次の広報活動を実施する。

- (1) 被災地や避難場所等へ町有車両（放送設備を有する車両等）を派遣し、被災者への呼びかけや印刷物の配布、掲示を行うほか、被災状況の把握や要望・苦情の収集を実施
- (2) 必要に応じてヘリコプターによる情報収集や広報活動を実施
- (3) 避難場所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等による各種情報の周知
- (4) 災害情報等に関する広報紙、チラシ、ビラ等を作成・配布  
なお、視聴覚障害者や外国人（日本語の理解が十分でない者）等には、各種団体やボランティアの支援等を得て、点字や録音テープ、多言語による広報資料を作成・配付できるよう努める。
- (5) 各種情報の新聞広告掲載
- (6) 防災行政無線、テレビ、ラジオ
- (7) テレビのデータ放送、電光掲示板等による情報提供
- (8) ホームページやメール等の情報通信技術を活用したタイムリーな情報提供
- (9) ボランティアの協力を得て、情報の収集や広報活動を実施

## 第3 広聴活動【総務課・企画課・住民課・税務課・健康福祉課】

災害発生時において、混乱や社会不安、パニックを防止するため、次により被災者の生活相談や救助業務等の広聴活動を実施し、民生の安定を図るとともに併せて災害の応急対策に町民の要望等を反映させる。

### 1 臨時住民相談所の開設及び広聴活動

担当部は住民生活部社会福祉班、住民班とし、速やかに被災者の要望等を把握するため、避難場所に臨時住民相談所を開設し、各部及び関係機関と協力し住民の被災及び復旧に関する相談、要望等を聴取する。

### 2 相談、要望等の処理

聴取した相談、要望等については、各部及び関係機関に連絡し、必要に応じて調整を行い処理するものとし併せて復旧計画に反映させる。

## 第5節 相互応援協力・派遣要請

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第4節 相互応援協力・派遣要請」を準用する。

---

## 第6節 災害救助法の適用

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第5節 災害救助法の適用」を準用する。

## 第7節 避難対策

### 計画の目的

風水害時の出水や浸水災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づき、避難実施者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、警察官、知事及び自衛隊等の協力を求め、時期を失しないよう避難のための立退きを勧告又は指示等の措置を行う。

【担当】 ○各課 社会福祉協議会 消防団

### 住民の役割

#### 第1 避難行動の事前準備

##### 1 避難行動について

「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は必ずしも避難場所に避難する必要はなく、また避難先は、町が指定する小中学校や公民館等の避難場所に限らず、安全な親戚・知人宅へ避難することができるよう事前に検討する。

##### 2 ハザードマップ等の活用

ハザードマップや国が作成した避難行動判定フローを使い、自分の家は避難が必要な場所か、また、避難にあたってどこが危険なのか、日頃から確認しておく。

#### 第2 避難の誘導等

##### 1 避難誘導の実施

###### (1) 避難の誘導協力

避難勧告又は避難指示に基づき警察又は消防機関が行う避難誘導に対して、できるだけ近接の住民とともに集団避難するよう協力する。

###### (2) 避難の順位

避難誘導は、原則として要配慮者を優先して行う。また、自主防災組織等は、町から提供をうけた要配慮者のリスト等を活用し、各居室に取り残された要配慮者の安否確認を実施する。

###### (3) 携帯品の制限

携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品、貴重品等、必要最小限とする。

##### 2 自主避難の実施

災害の発生する危険を感じたり、自ら危険だと判断した場合においては、近隣の住民が声を掛け合って自主的に避難する。

避難手段は原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離や要配慮者の有無などの実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策を

講じる。

### 3 その他避難誘導に当たっての留意事項

- (1) 要配慮者の避難誘導・移送協力
- (2) 避難が遅れた者の救出・収容協力
- (3) 避難誘導者の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保を図る。

### 4 住民及び自主防災組織による救急救助活動

自発的に被災者の救急救助活動、並びに救急救助活動を行う住民及び自主防災組織等に協力する。

### 5 避難所の運営

- (1) 避難住民は、避難所運営に協力する。
- (2) 要配慮者のニーズの把握、及び情報提供等を実施する。
- (3) 要配慮者の移送及び誘導に協力する。

## 町等の役割

### 第1 避難行動の理解促進

#### 1 避難行動について

「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は必ずしも避難場所に避難する必要はなく、また、避難先は町が指定する小中学校や公民館等の避難場所だけでなく、安全な親戚・知人宅も避難先になりうることに、町民への理解を促す。

#### 2 ハザードマップ等の活用

ハザードマップや国が作成した避難行動判定フローを使い、自分の家は避難が必要な場所か、また、避難にあたってどこが危険なのか、一人ひとりのとるべき避難行動の理解促進を図る。

## 第2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示及び災害発生情報

### 1 実施体制

避難勧告等は、各法律により定めるとおり次表の者が実施する。

区分	実施者	措置	実施の基準
避難準備 ・高齢者 等避難開 始	町長 災害対策基本法 第56条第1項	一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立ち退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
	町長 災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
避難の 勧告	知事 災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	町長 災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき
避難の 指示等	知事 災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	知事又はその命を受けた職員 地すべり等防止法第25条	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事、その命を受けた職員 又は水防管理者 水防法第29条	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	警察官 災害対策基本法 第61条第1項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	町長が立ち退きを指示することができないとき又は町長から要求があったとき
	警察官 警察官職務執行法 第4条	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき
	自衛官 自衛隊法 第94条第1項	警告、避難の措置	警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる

### 2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示及び災害発生情報

- (1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示及び災害発生情報の発令  
町長は、あらかじめ定めた基準により必要と認める地域の居住者等に対し、以下の避難情報を発令する。



なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

町長は、避難勧告等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

#### ア 避難準備・高齢者等避難開始

避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難することを促す。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましい。

#### イ 避難勧告

指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とした避難を勧告する。近隣の安全な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」も含む。

#### ウ 避難指示

急を要すると認めるときに、避難のための立退きを指示する。必ず発令するものではなく、地域の実情に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合などに発令し、災害が発生するおそれが極めて高い状況等であることを踏まえ、指定緊急避難場所への避難に限らず、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には、屋内での退避等の安全確保も含めた緊急の避難を指示する。

#### エ 災害発生情報

災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で、命を守るための最善の行動を指示する。

### (2) 町への助言等

県は、町からの要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、町の対策を支援する。特に、町長が早期に適切な避難判断を行うことができるよう、県（県民生活部・県土整備部）は宇都宮地方気象台と連携し、適時適切な助言等を行うよう努めるものとする。

町長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該勧告又は指示（緊急）に関する事項について、助言を求めることができる。

この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

知事は、町長に対し、避難勧告等の判断に資する情報の提供及び助言を行う。その際、単なる自然現象に関する情報の提供にとどまらず、災害による危険が生ずることが予想される地域や避難勧告・避難指示等を発令すべきタイミングなどについて技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。

(3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示及び災害発生情報の内容  
町その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示及び災害発生情報の発令を行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難の理由
- オ 避難時の注意事項
- カ その他の必要事項

避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び、避難指示（緊急）及び災害発生情報を発令する際は、次表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。

住民は、警戒レベル3で高齢者等は危険な場所から避難、警戒レベル4で危険な場所から全員避難を基本とする。警戒レベル5は既に災害が発生、無理な屋外避難は控える。（警戒レベル1、警戒レベル2は気象庁が発表する情報であり、参考に記載）

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報
(警戒レベル1)	(災害への心構えを高める。)	(早期注意情報)
(警戒レベル2)	(避難に備え自らの避難行動を確認する。)	(大雨・洪水注意報等)
警戒レベル3	高齢者等は立ち退き避難する。 その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。	避難勧告
	災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難指示（緊急） ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 ※可能な範囲で発令

### 3 避難勧告等の発令基準

(1) 洪水に係る避難勧告等の発令基準（鬼怒川・五行川）

避難勧告等は、以下の基準を参考に、浸水が想定される区域を対象に発令する。

ただし、この基準はあくまでも目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して指定河川洪水予報、降雨量の実績、今後の降雨予想、河川巡視、上流域の降雨状況や降雨予測等からの情報を含めて総合的に判断する。

発令内容	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>鬼怒川、五行川において指定河川洪水予報「氾濫注意情報」が発表されたとき。</li> <li>鬼怒川、五行川において基準水位観測所における水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>鬼怒川、五行川において指定河川洪水予報「氾濫警戒情報」が発表されたとき。</li> <li>鬼怒川、五行川において基準水位観測所における水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</li> </ul>
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>鬼怒川、五行川において指定河川洪水予報「氾濫危険情報」が発表されたとき。</li> <li>鬼怒川、五行川において基準水位観測所における水位が氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。</li> </ul>

## (2) 土砂災害に係る避難勧告等の発令基準

避難勧告等は、以下の基準を参考に、土砂災害警戒区域等に対し発令する。

ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して、気象情報、土砂災害警戒区域等の巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

発令内容	発令基準
避難準備・高齢者等避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表されたとき。</li> <li>土砂災害の前兆現象があったとき。 （湧水・地下水の濁り、水量の変化、小石が斜面から落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等）</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれるとき。</li> <li>土砂災害の前兆現象があったとき。（斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）</li> </ul>
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害が発生したとき。</li> <li>土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面崩壊、沢水の水位低下等）が発見されたとき。</li> </ul>

### 第3 警戒区域の設定【地域安全課】

#### 1 警戒区域と避難の勧告・指示の違い

避難の勧告・指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地行的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

#### 2 実施体制

警戒区域の設定は各法律により定めるとおり次表の者が実施する。

実施者	措置	実施の基準
町長 災害対策基本法 第63条第1項	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき
消防（水防）団長、消防（水防）団員、消防職員 水防法 第21条第1項	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
消防職員、消防団員 消防法 第28条第1項、第36条第8項	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	火災の現場、水災を除く災害
警察官 災害対策基本法 第63条第2項 他	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	(1)、(2)、(3)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 災害対策基本法 第63条第3項	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	(1)、(4)の実施者がその場にはいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる

#### 3 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

**第4 避難勧告等の周知・誘導【地域安全課・企画課・消防団】**

震災対策編 第2章 震災応急対策 第6節 第3に準じて行う。

**第5 避難所の開設、運営【地域安全課・企画課・健康福祉課・環境課・生涯学習課・社会福祉協議会】**

震災対策編 第2章 震災応急対策 第6節 第4に準じて行う。

**第6 要配慮者への生活支援【健康福祉課・学校教育課・こどもみらい課・生涯学習課】**

震災対策編 第2章 震災応急対策 第6節 第5に準じて行う。

**第7 こころのケア対策【健康福祉課】**

震災対策編 第2章 震災応急対策 第6節 第6に準じて行う。

**第8 避難所外避難者への支援【健康福祉課】**

震災対策編 第2章 震災応急対策 第6節 第7に準じて行う。

**第9 町における計画【地域安全課】**

震災対策編 第2章 震災応急対策 第6節 第8に準じて行う。

**第10 帰宅困難者対策【企画課・産業課・学校教育課・こどもみらい課・生涯学習課】**

震災対策編 第2章 震災応急対策 第6節 第9に準じて行う。

**第11 広域避難【総務課】**

震災対策編 第2章 震災応急対策 第6節 第10に準じて行う。

**第12 県外避難者の受入【地域安全課・総務課・健康福祉課・都市整備課・産業課・社会福祉協議会】**

震災対策編 第2章 震災応急対策 第6節 第11に準じて行う。

**第13 被災者台帳の作成【地域安全課・総務課・住民課・税務課・健康福祉課・環境課・上下水道課・学校教育課・こどもみらい課】**

震災対策編 第2章 震災応急対策 第6節 第12に準じて行う。

**第14 災害救助法による実施基準**

震災対策編 第2章 震災応急対策 第6節 第13に準じて行う。

参考 要配慮者利用施設への伝達体制については、(資料編第14 要配慮者利用施設一覧)を参照する。

## 第7節の2 広域一時滞在対策

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第6節の2 広域一時滞在対策」を準用する。

---

## 第8節 災害警備活動

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第7節 災害警備活動」を準用する。

---

## 第9節 救急・救助活動

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第8節 救急・救助活動・消火活動」を準用する。

---

## 第10節 医療救護活動

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第9節 医療救護活動」を準用する。

---

## 第11節 緊急輸送活動

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第11節 緊急輸送活動」を準用する。

## 第 12 節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

本節については、「震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 12 節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動」を準用する。

## 第13節 農地・農業用施設等応急対策

### 計画の目的

災害により被害を受けた農地・農業用施設の応急対策を実施し、営農体制の早期復旧を目指す。

【担当】 ○産業課 都市整備課

### 住民・農業協同組合・土地改良区の役割

#### 第1 農地・農業用施設の管理者等の対応

農地・農業用施設の管理者及び農業共同利用施設の管理者（以後「農業施設管理者」という。）は、災害発生時には各施設等の被害状況を把握し、関係機関等に報告を行うとともに、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施する。

##### 1 災害発生の未然防止等

###### (1) 施設の点検、監視

農業施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検、監視を行う。

###### (2) 関係機関等への通報

農業施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、町、県、地域住民、関係機関へ通報する。

##### 2 災害応急対策

住民等は、農業施設に災害が発生した場合には、次の復旧対策等を実施する。

###### (1) 被害状況の把握、応急処置

農業施設管理者は、施設の被害状況を把握するとともに、被害の拡大防止措置をとる。

ア 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

イ ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

ウ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所について、パトロール要員による巡回・監視により、危険防止の措置を講じる。

### 町等の役割

#### 第1 被害状況の把握【産業課】

町は、塩野谷農業協同組合、土地改良区等関係機関と相互に連携し、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、塩谷南那須農業振興事務所に報告する。

#### 第2 応急対策の実施【産業課・都市整備課】

##### 1 農業施設管理者の対応

農業施設の管理者は、関係機関と連携を図り被害状況に応じた所要の体制を



整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

- (1) 発災後の降雨の状況等より、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに県（農政部）、関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。
- (2) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。
- (3) 集落間の連絡農道、基幹農道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。また、通行が危険な道路については通行禁止等の措置を講じる。
- (4) ため池等の施設管理者に、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じるよう指導する。
- (5) 被災し危険な状態にある箇所について、パトロール要員による巡回・監視により、危険防止の措置を講じる。

## 2 町の対応

町は県（農政部）とともに、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合について、関係機関と連携のうえ、農業施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

## 3 復旧へ向けての対応

町は、県（農政部）に農地・農業施設等の災害の状況を報告する。

なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所定の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

## 第3 伝染性疾病予防体制【産業課】

災害の発生により、農作物の被害拡大を防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。

### 1 農作物対策

町は、病虫害防除対策として県の指導により防除班等を組織して防除の実施にあたるほか、被害予防のための技術対策資料を作成し農家に対する指導を行う。

### 2 家畜対策

町は、畜舎の冠水等による家畜伝染病を予防するため、必要に応じ次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

#### (1) 家畜伝染性疾病予防実施体制

災害時における予防対策は町が実施する。

#### (2) 応急対策の実施

- ① 家畜所有者等からの通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報
- ② 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置についての指導
- ③ その他必要な指示の実施

(3) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、本章第 14 節に準じて行う。

## 第 14 節 保健衛生活動

本節については、「震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 14 節 保健衛生活動」を準用する。

---

## 第 15 節 障害物除去活動

本節については、「震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 15 節 障害物除去活動」を準用する。

## 第 16 節 廃棄物等処理活動

### 計画の目的

被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図るため、関係機関は、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

【担当】 ○環境課 上下水道課

### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況の情報収集、及び分析</li> <li>ごみ処理施設、下水道施設、污水管、し尿及び浄化槽汚泥処理施設の被災状況確認</li> <li>ごみ、及びし尿等収集車両の被災状況を確認</li> </ul>
発生から 3 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>レンタル業者等へ仮設トイレ設置協議</li> <li>ごみ処理、及びし尿等処理施設までの道路被災状況を確認</li> </ul>
発生から 6 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民にごみの分別排出を周知</li> <li>下水の使用可否及び対策を周知</li> <li>レンタル業者等へ仮設トイレ設置依頼</li> </ul>
発生から 1 2 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の場所、避難者数を確認し、ごみの発生量を推定</li> </ul>
発生から 2 4 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所からごみ、及びし尿収集を業者に指示</li> <li>必要に応じ、仮設トイレの設置場所・基数の追加</li> <li>避難所にごみステーションを設置</li> </ul>
発生から 7 2 時間（3 日）以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>粗大ごみ用仮置場の設置及び住民への周知</li> <li>粗大ごみの収集運搬を業者に指示</li> </ul>
発生から 1 週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物中間処理業者との連絡調整</li> <li>がれき類の一時保管場所確保</li> <li>がれき類の一時保管場所から処理施設までの搬入</li> </ul>

### 住民の役割

#### 第 1 災害に伴う生活ごみの処理

- (1) 避難所等での生活ごみについて、町の指示する分別によるごみの排出に協力する。
- (2) 家庭からの可燃ごみ・不燃ごみや家財・家具等の粗大ごみについて、町の指示する分別、指定場所（臨時置き場）等へのごみの排出に協力する。
- (3) 宅地内の堆積土砂、流木、がれき類は、地域やボランティアなどの協力を得ながら町の指定する排出方法に従い、適切に処理する。
- (4) ごみの野焼き、便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、指定場所以外への排出は行わない。

## 第2 し尿処理

- (1) 避難所等の仮設トイレ等については、適切な使用と維持管理に努め、公衆衛生の確保とし尿収集に協力する。

### 町等の役割

#### 第1 災害廃棄物の処理【環境課】

##### 1 体制整備・情報収集

町は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、町内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、被災市町等のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

##### 2 発生量及び処理可能量の推計

町は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

##### 3 住民等への周知

町は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、住民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。

粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、震災の程度にもよるが大量に発生することが考えられ、住民が自己運搬するよう指導する。

##### 4 仮置場の設置・運営

町は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。

被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。

##### 5 収集運搬

町は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

##### 6 処分・再資源化

町は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。

処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。

なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月 環境省）等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り扱う。

##### 7 震災廃棄物の処分

- (1) 輸送可能な可燃ごみは、原則として焼却施設で焼却処分する。
- (2) 土砂混入等により焼却に適さず埋立処分が適当な震災ごみは、可能な限り分

- 別に努め減量のうえ、処理施設等で処理する。
- (3) 塩谷広域行政組合の処理施設で対応できない場合は、他市町及び他広域等に処理を依頼する。

## 第2 し尿・避難所ごみ・生活ごみ【環境課】

### 1 体制整備・情報収集

町は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、町内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、被災市町等のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

### 2 発生量及び処理可能量の推計

町は、被災地の戸数、避難者数等から、し尿及び避難所ごみの発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

### 3 住民等への周知

町は、排出方法等について、住民へ広報するとともに、県に情報を共有する。

### 4 収集運搬

町は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

町は、必要によりし尿のくみ取り業者への委託、他市町からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水等についても早急に収集を行うよう努める。

避難場所等から排出されたし尿の収集は、優先的に行う。

### 5 処分・再資源化

町は、ごみやし尿の発生状況を把握し、処理が滞らないよう留意する。

### 6 し尿処理の留意事項

塩谷広域行政組合の処理施設で対応できない場合は、他市町及び他広域等に処理を依頼する。

## 第3 水害における留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、町は、その特性を踏まえ、次の事項に留意して早急に処理する。

### 1 仮置場

水が引くと、被災住民が一斉に水に浸かった災害廃棄物を屋外に排出するため、仮置場を早急に開設する。

開設にあたっては、日常生活圏への影響の少ないところで開設するとともに、消臭剤や殺虫剤の噴霧等の害虫・悪臭対策等を行う。

## 2 収集運搬

水分を含む畳や布団等の重量のある廃棄物が発生するため、積込みや積降ろしに使用する重機を確保するほか、収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。

## 3 処理

災害廃棄物混じりの土砂が多量に発生するため、土砂の選別等を行う。  
腐敗性廃棄物については、優先して処理を行う。

## 4 衛生面

汲み取り式の便槽や浄化槽等が水没し、槽内に雨水や土砂が流入することがあるため、速やかにし尿を汲み取り、清掃・消毒を実施する。

## 第4 国庫補助制度の積極的活用

町は県から国庫補助金（災害等廃棄物処理事業補助金）の積極的活用について指導を受け、適切な処理を図る。

## 第 17 節 文教施設等応急対策

本節については、「震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 17 節 文教施設等応急対策」を準用する。

---

## 第 18 節 住宅応急対策

本節については、「震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 18 節 住宅応急対策」を準用する。

---

## 第 19 節 労務供給対策

本節については、「震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 19 節 労務供給対策」を準用する。

---

## 第 20 節 公共施設等応急対策

本節については、「震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 20 節 公共施設等応急対策」を準用する。

---

## 第 21 節 危険物施設等災害応急対策

消防法上の危険物、火薬類、LP ガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策については、「第 5 部 放射性物質・危険物等事故対策編 第 2 章」を準用する。



## 第 22 節 自発的支援の受入

本節については、「震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 22 節 自発的支援の受入」を準用する。

## 第3章 風水害等復旧・復興

### 第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

本節については、「震災対策編 第3章 震災復旧・復興 第1節 復旧・復興の基本的方向の決定」を準用する。

---

### 第2節 民生の安定化対策

本節については、「震災対策編 第3章 震災復旧・復興 第2節 民生の安定化対策」を準用する。

---

### 第3節 公共施設等災害復旧対策

本節については、「震災対策編 第3章 震災復旧・復興 第3節 公共施設等災害復旧対策」を準用する。